大規模氾濫減災協議会制度について

大規模氾濫減災協議会の対象河川、設置単位、対象外力

背 景

・大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じたH27関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要といった課題が明らかに ・このような課題に対応するためには、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

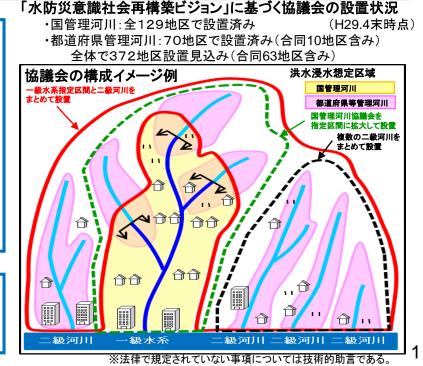
- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。
- 国管理河川は大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけ。(水防法第15条の9第1項)
- ▶ 都道府県管理河川は都道府県の体制など地域の実情も踏まえ組織することができる。(水防法第15条の10第1項)
- ただし、都道府県大規模氾濫減災協議会についても、協議会の趣旨を踏まえ、全ての対象河川において協議会を組織すべく努めるようお願いする。
- また、協議会の対象河川以外の河川についても同様の取組を推進することは有効なので、協議会の取組に含めることが望ましい。

設置単位等

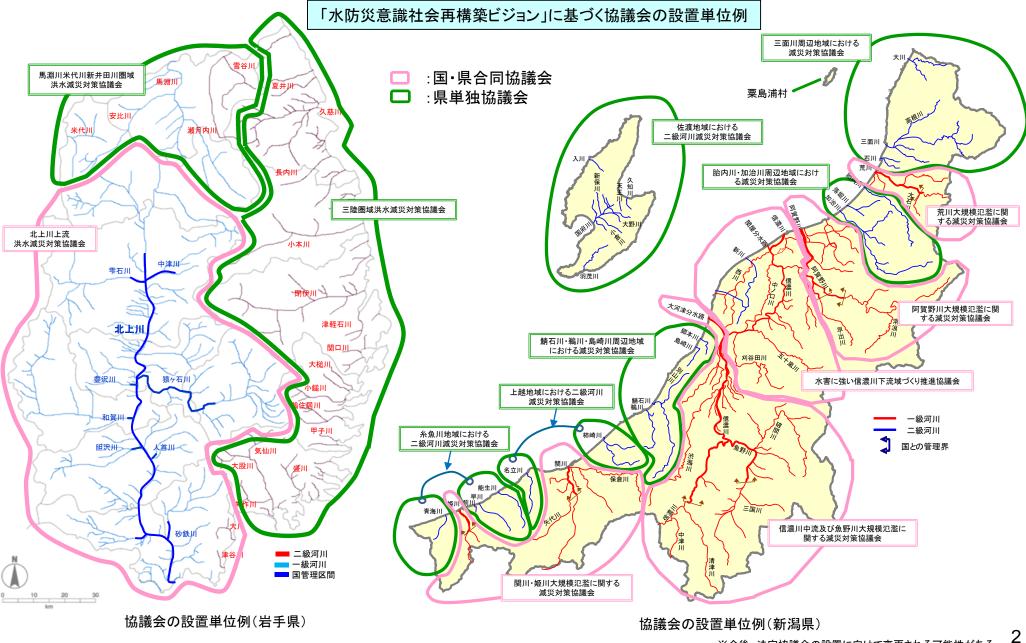
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として既に組織又は組織を進めている協議会を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組。
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方 公共団体等の負担を軽減するため、圏域や行政界などを考慮して複数 河川をまとめて組織することも可能。
- 水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約 に水防法に基づく協議会であることの他、対象河川、構成員等を記載。
- 協議会の名称は「大規模氾濫減災協議会」以外の名称や、既存の協議 会の名称を使用することが可能。

対象外力

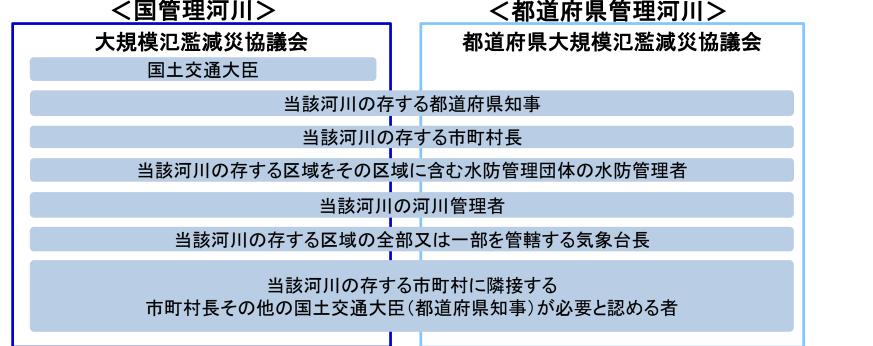
被害軽減に資する取組の対象とする外力は、現況施設能力を超える洪水から想定最大規模の降雨による洪水までの氾濫が発生し得る多様な洪水を対象。



大規模氾濫減災協議会の対象河川、設置単位、対象外力



大規模氾濫減災協議会の構成員



「当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者」として想定される構成員は以下のとおりであるが、協議会毎に実施すべき取組内容等の地域の実情に鑑みて決定。

- ・浸水が想定される近隣の市町村 ・広域避難の受入先として想定される近隣の市町村

 - ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等
- ▶ 都道府県大規模氾濫減災協議会においては国の支援等として河川事務所長等が積極的に参画。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組 状況、減災の取組を進めるうえで前提となる河川整備等の状況等について十分に共有を図ったうえで、以下の取組等を参 考に地域の実情等に応じて必要な取組を実施。

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
- ・避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認
- ・水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知
- ・ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実
- ・隣接市町村等への広域避難体制の構築
- ・要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有
- ・洪水ハザードマップの作成・改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの促進
- ・住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
- ・防災教育の促進

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
- ・危機管理型ハード対策の実施
- ・河川防災ステーション等の整備
- ・避難場所、避難経路の整備

大規模氾濫減災協議会の取組内容

(2)的確な水防活動のための取組

①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の確認
- ・水防資機材の整備等
- ・水防訓練の充実
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防団間での連携、協力に関する検討

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実

・洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

・大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
- ・浸水被害軽減地区の指定

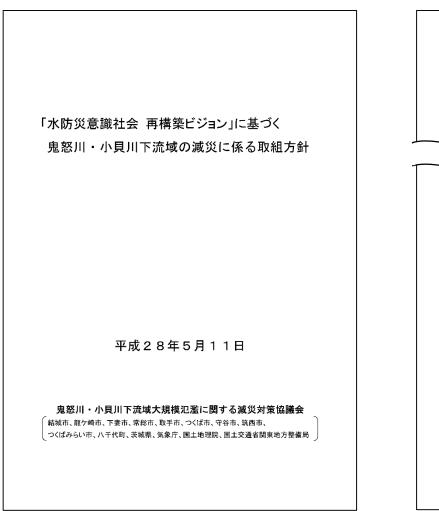
(4)その他

- ・災害時及び災害復旧に対する支援強化
- ・災害情報の共有体制の強化

5

「地域の取組方針」の作成

大規模氾濫減災協議会の構成員がそれぞれ連携して、概ね5年以内で実施する取組内容については、 「地域の取組方針」としてとりまとめ、関係者で共有。



7. 概ね5年で実施する取組 氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災 意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次の とおりである。

ハード対策の主な取組
 各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組
 機関については、以下のとおりである。

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組 機関については、以下のとおりである。(別紙-2参照)

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・ 周知等		
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区	H28 年度	関東地整
域図、氾濫シミュレーション(鬼怒川・	II29 年度	茨城県
小貝川・八間堀川)の公表		
・広域避難計画の策定	1129 年度	協議会全体
・広域避難を考慮したハザードマップの作	H30 年度から	10市町
成・周知	順次実施	
・まるごとまちごとハザードマップ整備・	H28 年度から	10市町
拡充	順次実施	
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び	H28 年度から	10市町
訓練の促進	順次実施	
・ハザードマップポータルサイトを活用し	1128 年度から	国土地理院
た周知サポート、地図情報の活用	順次実施	
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの 作成		
・避難勧告の発令に着目したタイムライン	H28.5	10市町
11		

「地域の取組方針」の作成例(鬼怒川・小貝川下流)

取組事例



水害対応タイムライン検討会の様子(阿武隈川上流)



住民も参加した重要水防箇所の共同点検(鬼怒川・小貝川下流)



要配慮者の避難を想定した実践的な避難訓練(遠賀川)



小学生を対象とした防災学習会(常呂川)

国土交通省HPでの周知

▶ 国土交通省水管理・国土保全局「水防災意識社会再構築ビジョン」HPで、取組内容や進捗状況等をタイムリーに広報



大規模氾濫減災協議会の留意事項

協議会の円滑な運営

協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討などを実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効。

協議事項の尊重義務

協議会で協議が調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負う。そのため、「地域の取組方針」 としてとりまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして取組を推進。

(水防法第15条の9第3項、同15条の10第3項)

取組内容の公表

協議会の取組内容については、減災に関して広く住民等へ周知を図る観点から各構成機関のホームページ等を 通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

取組内容のフォローアップ

▶ 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて 取組内容を見直すなど、取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進。

当面のスケジュール等

当面のスケジュール

平成30年出水期までを目途に、国管理河川、都道府県管理河川の全ての対象河川において、大規模氾濫減災協議会を組織し、「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を実施。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
平成30年出水期目途					
 ・既設協議会の大規模氾濫減災協議会への移行 ・新たに大規模氾濫減災協議会を組織 	Ţ				
「地域の取組方針」の策定					
	フォローアップ 追加、修正	フ _オ ローアップ 追加、修正	フォローアップ 追加、修正	フォローアップ	
※国交省として想定しているスケジュール				追加、修正	

都道府県大規模氾濫減災協議会の設置に向けた支援

- 各地方整備局に相談窓口を設置
- 国協議会での先行事例等の情報提供
- ▶ 国がアドバイザー等として参画
- 国協議会と合同で都道府県協議会を開催
- ▶ 協議会の取組方針に基づき実施するハード・ソフトー体となった事業に対する財政支援(防災安全交付金)